定　款

〒036-8564　青森県弘前市本町６６番地１

一　般　社　団　法　人
青　森　県　作　業　療　法　士　会
TEL/FAX 0172-39-5988
E-mail　aomoriot@aomoriot.org

一般社団法人

青 森 県 作 業 療 法 士 会

定　　款

第 1 章　総　　則

【名　　称】
第 1 条　当法人は，一般社団法人青森県作業療法士会と称する。

【事　務　所】
第 2 条　当法人は，主たる事務所を青森県弘前市に置く。

【目　　的】
第 3 条　当法人は，日本作業療法士協会との連携のもと，主として青森県内に勤務もしくは居住する作業療法士の専門的技能の研鑽，作業療法の普及発展を図り，地域医療，福祉の向上に資することを目的とする。

【事　　業】
第 4 条　当法人は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。
（1）作業療法に関する学会，研修会，講習会の開催
（2）作業療法の調査，研究
（3）作業療法の刊行物の発行
（4）作業療法の広報事業
（5）作業療法士の福利厚生事業
（6）関係団体との交流事業
（7）地域社会における作業療法の普及，発展
（8）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

【公告の方法】
第 5 条　当法人の公告は，主たる事務所の公衆の見やすい掲示場に掲示する。

第 2 章　会　　員

【法人の構成員】
第 6 条　この法人に，次の会員を置く。
（1）正会員　　理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）第３条による作業療法士の免許を有し，当法人の目的及び事業に賛同した青森県内に勤務する者，又は勤務していない者は青森県内に自宅住所がある者で，日本作業療法士協会の会員たる者
（2）賛助会員　当法人の目的に賛同し，これを援助する個人または法人
２　その他の会員については，理事会において別に定めることができる。

【入　　会】
第 7 条　正会員，賛助会員，その他の会員になろうとする者は，所定の入会届を会長に提出し，理事会の承認を得なければならない。

【入会金及び会費】
第 8 条　会員は，社員総会の決議により決められた入会金及び会費を納入しなければならない。

【会員の資格喪失】
第 9 条　会員が次の各号の一に該当する場合には，その資格を喪失する。
（1）第６条第１項に規定する資格を失ったとき。
（2）退会したとき。
（3）死亡，法人にあっては解散したとき。
（4）除名されたとき。
（5）総正会員の同意があったとき。

【任意退会】
第１０条　会員はいつでも退会することができる。ただし１ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

【除　　名】
第１１条　当法人の会員が，当法人の名誉を毀損し，若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき，又は会員としての義務に違反したときは，社員総会の決議により当該会員を除名することができる。ただし，この場合において，当法人は，当該会員に対し，当該社員総会の日から１週間前までにその旨を通知し，かつ，社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

【会員資格喪失に伴う権利及び義務】
第１２条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは，当法人に対する会員としての権利を失い，義務を免れる。ただし，未履行の義務を免れることはできない。
２　当法人は，会員がその資格を喪失しても，既納の入会金，会費その他の拠出金品は，これを返還しない。

【会員名簿】
第１３条　当法人は会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第 3 章　社　　員

【社　　員】
第１４条　当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下，「一般法人法」という。）上の社員は，概ね正会員３０人の中から１人の割合をもってブロックごとに選出される代議員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。
２　代議員を選出するため，正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
３　代議員は，正会員の中から選ばれることを要する。正会員は，前項の代議員選挙に立候補することができる。
４　第２項の代議員選挙において，正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

理事又は理事会は，代議員を選出することはできない。

５　第２項の代議員選挙は，４年に１度，実施することとし，代議員の任期は，選任の４年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし，代議員が社員総会決議取消しの訴え，解散の訴え，責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般法人法第２６６条第１項，第２６８条，第２７８条，第２８４条）を提起している場合（一般法人法第２７８条第１項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には，当該訴訟が終結するまでの間，当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は，役員の選任及び解任（一般法人法第６３条及び第７０条）並びに定款変更（一般法人法第１４６条）についての議決権を有しないこととする）。

６　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は，任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

７　補欠の代議員を選挙する場合には，次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

（１）当該候補者が補欠の代議員である旨

（２）当該候補者を１人又は２人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは，その旨及び当該特定の代議員の氏名

（３）同一の代議員（２人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては，当該２人以上の代議員）につき２人以上の補欠の代議員を選任するときは，当該補欠の代議員相互間の優先順位

８　第６項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は，選任後最初に実施される第５項の代議員選挙終了の時までとする。

９　正会員は，一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を，社員と同様に当法人に対して行使することができる。

（１）一般法人法第１４条第２項の権利（定款の閲覧等）

（２）一般法人法第３２条第２項の権利（社員名簿の閲覧等）

（３）一般法人法第５７条第４項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

（４）一般法人法第５０条第６項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

（５）一般法人法第５１条第４項及び第５２条第５項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

（６）一般法人法第１２９条第３項の権利（計算書類等の閲覧等）

（７）一般法人法第２２９条第２項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

（８）一般法人法第２４６条第３項，第２５０条第３項及び第２５６条第３項の権利（合併契約等の閲覧等）

１０　理事又は監事は，その任務を怠ったときは，この法人に対し，これによって生じた損害を賠償する責任を負い，一般法人法第１１２条の規定にかかわらず，この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

【辞　任】

第１５条　社員は，理事会において別に定める辞任届を提出することにより，任意にいつでも辞任することができる。

【社員資格の喪失】

第１６条　社員は，次のいずれかに該当するに至ったときは，その資格を喪失する。

（１）第９条ないし第１１条に基づき，この法人の正会員でなくなったとき。

（２）その他解任すべき正当な事由があるとき。

第４章　社員総会

【構　　成】
第１７条　社員総会は全ての社員をもって構成する。

【権　　限】
第１８条　社員総会は，次の事項について決議する。
（１）会員の除名
（２）理事及び監事の選任又は解任
（３）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
（４）定款の変更
（５）解散及び残余財産の処分
（６）その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

【開　　催】
第１９条　社員総会は，定時社員総会として毎年６月末日までに１回開催するほか，必要がある場合に開催する。

【招　　集】
第２０条　社員総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は会長に対し，社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

【議　　長】
第２１条　社員総会の議長は，当該社員総会において出席した社員のうちから選出する。

【議　決　権】
第２２条　社員総会における議決権は，各社員１名につき各１個とする。

【決　　議】
第２３条　社員総会の決議は，総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し，出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず，次の決議は総社員の半数以上であって，総社員の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）不可欠特定財産の処分
（６）その他法令で定められた事項

【議決権の代理行使】
第２４条　やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は，代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては当該社員又は代理人は証明する書面を当法人に提出しなければならない。
２　前項の代理権の授与は，社員総会ごとにしなければならない。
３　第１項の社員又は代理人は，代理権を証明する書面の提出に代えて，当法人の承諾を得て，

当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合において，当該社員又は代理人は，当該書面を提出したものとみなす。

【書面による議決権の行使】
第２５条　やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は，あらかじめ通知された事項について，必要な事項を記載した議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。
２　前項の規定により書面によって行使した議決権の数は，出席した社員の議決権の数に算入する。

【電磁的方法による議決権の行使】
第２６条　電磁的方法による議決権の行使は，当法人の承諾を得て，議決権行使書面に記載すべき事項を，電磁的方法により当法人に提供して行う。
２　前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は，出席した社員の議決権の数に算入する。

【議　事　録】
第２７条　社員総会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。
２　議長及び出席した理事は，前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　役 員 等

【役員の設置】
第２８条　当法人に次の役員を置く。
（1）理事８名以上２０名以内
（2）監事１名以上３名以内
２　理事のうち１名を会長とする。
３　前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
４　理事のうち，３名以内を副会長とすることができる。

【選　　任】
第２９条　理事及び監事は，社員総会の決議によって選任する。
２　理事及び監事は，相互に兼ねることができない。
３　会長，副会長は，理事会の決議によって理事の中から選任する。

【理事の職務及び権限】
第３０条　理事は，理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。
２　会長は，当法人を代表し，業務を総轄する。
３　副会長は会長を補佐し，会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは，あらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
４　理事は，毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】
第３１条　監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。
２　監事は，いつでも，理事及び使用人に対して事業の報告を求め，当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる

３　監事は，財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは，これを理事会及び社員総会に報告することができる。
４　監事は，前各項の報告をするため必要のあるときには，理事会又は社員総会を招集することができる。

【任　　期】
第３２条　理事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし，再任を妨げない。
２　監事の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし，再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は，前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は，辞任又は任期の満了後において，第２８条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【解　　任】
第３３条　理事及び監事は，社員総会の決議によって解任することができる。ただし，監事を解任する場合は，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行わなければならない。

【報　　酬】
第３４条　理事及び監事は，無報酬とする。

第 6 章　理 事 会

【構　　成】
第３５条　当法人に理事会を置く。
２　理事会は，すべての理事をもって構成する。

【権　　限】
第３６条　理事会は，次の職務を行う。
（１）当法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長，副会長の選定及び解職

【開　　催】
第３７条　理事会は，次に掲げる場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき
（２）理事総数の５分の１以上の理事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
（３）第３１条第４項に基づき，監事が招集したとき

【招　　集】
第３８条　理事会は前条第３号の場合を除いて，会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは，各理事が理事会を招集する。

【決　　議】
第３９条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず，一般法人法第９６条の要件を満たしたときは，理事会の決議があったものとみなす。

【議　事　録】
第４０条　理事会の議事については，次の事項を記載した法令で定めるところにより，議事録を作成する。
２　出席した理事及び監事は，前項の議事録に記名押印する。

第 7 章　計　　算

【会計の原則】
第４１条　当法人の会計は，一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

【事業年度】
第４２条　当法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

【財産の構成】
第４３条　当法人の財産は，次に掲げるものをもって構成する。
（１）基金
（２）入会金及び会費
（３）事業に伴う収入
（４）財産から生ずる収入
（５）寄付金品
（６）その他の収入

【財産の管理】
第４４条　当法人の財産の管理は，会長が行うものとし，その方法は，理事会の定めるところによる。

【事業計画及び収支予算】
第４５条　当法人の事業計画及び収支予算については，毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し，理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の規定に関わらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，会長は，社員総会の決議に基づき，前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
３　前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入支出とみなす。

【事業報告及び収支決算】
第４６条　当法人の事業報告及び収支決算については，毎事業年度終了後，会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し，監事の監査を受け，理事会の決議を経て定時社員総会の承認を受けなければならない。
２　第１項の書類を主たる事務所に１０年間備え置くとともに，定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

【剰余金の分配の禁止】
第４７条　一般法人法第３５条第３項の規定により，総会は，会員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。
２　前条の収支決算において，剰余金が生じたときは，次期事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章　基　　金

【基金の拠出】
第４８条　当法人は，一般法人法第１３１条に規定する基金の拠出を求めることができる。
２　基金の募集，割当て及び払込み等の手続については，理事が決定するものとする。
３　拠出された基金は，基金拠出者と合意した期日まで返還しない。
４　基金の返還の手続は，基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後，理事会が決定したところに従って返還する。

第 9 章　定款の変更及び解散

【定款の変更】
第４９条　この定款は，社員総会の決議により変更することができる。

【解　　散】
第５０条　当法人は，社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の帰属】
第５１条　当法人が清算する場合において有する残余財産は，総会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 １０ 章　附　　則

【最初の事業年度】
第５２条　当法人の最初の事業年度は，当法人成立の日から平成２０年３月３１日までとする。

【設立当初の理事及び監事】
第５３条　当法人の設立当初理事及び監事は，つぎのとおりとする。
代表理事
理　事
理　事
理　事
理　事
理　事
理　事
理　事
理　事

理　事
理　事
理　事
監　事
監　事

２　当法人の最初の理事及び監事の任期は，就任後１年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

【設立時の社員の氏名及び住所】
第５４条　設立時の社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

【施行規則】
第５５条　本定款の施行について必要な事項は，理事会の決議を経て別に定める。

【法令の準拠】
第５６条　本定款に規定のない事項は，すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

令和４年５月２８日